

文京区協働推進委員会  
担い手創出プロジェクト支援本部の運営について（案）

1 本部の公開について

(1) 本部の傍聴

本部は、支援プロジェクトの審査・選考や、プロジェクトに対する助言等の所掌事項を行うに当たり、本部員の自由闊達な意見により運営する必要があることから、傍聴を認めない。ただし、本部の運営上、特に必要があると認めたときは、あらかじめ本部員の意見を聴いた上で、傍聴を認めるものとする。

(2) 本部資料の取扱い

本部の資料は、原則として公開する。ただし、本部員の提供資料については、個別の事情を勘案し、本部長がその取扱いを定める。

(3) 会議録の取扱い

本部の記録は、要点記録を事務局が調製し、本部員全員の確認を経た後に公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。

(4) 公開の方法

本部資料及び会議録は、行政情報センター（シビックセンター2階）及びホームページにより公開する。

2 その他

上記に掲げるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。